

## 独立行政法人国際交流基金の平成25年度の業務実績に関する項目別評価表

※ 評価が同一でない複数の小項目で構成される中項目の評価については、各小項目の難易度、達成度などを総合的に勘案して決定した。具体的な決定理由は下欄のとおり。

### 大項目Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目評価	中項目評価	中項目の評価決定理由
1 地域・国別事業方針による事業の実施							
	No.1: 地域・国別事業方針の策定と方針に基づく事業の実施	<p>当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が別途各年度で定める地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。特に、平成25年12月に政府が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」については、平成32年度まで、これを着実に実施する。</p> <p>海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じる等により情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応するとともに、やむを得ない事情により事業の実施・中止等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。</p>	<p>当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める平成25年度地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所等を通じて情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応する。やむを得ない事情により事業を中止する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。（平成25年度地域・国別方針：〔省略〕）</p> <p>平成25年度は、以下の地域・国に対する取組を重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東南アジア：双方向型・共同作業型の事業や人材育成、各国の課題解決を支援する事業等により、福田ドクトリン以降培われた信頼関係を維持・発展させる。また、平成25年12月に政府が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の一環である「アジア文化交流強化事業」の実施に向けた準備を行う。</li> <li>・ 韓国：共通課題克服への取り組み、専門家等のネットワークの推進、日韓の若い世代のパートナーシップの育成により、日本文化・社会に対する関心を維持・拡大する。</li> <li>中国：多様な層や分野における日中の専門家・交流の担い手同士のネットワークを構築するとともに、若年層の日本理解促進に資する事業に重点を置く。</li> <li>・ 米国：日米両国による世界への貢献、及び両国の各界各層における対話と青少年交流を促進し、日米関係の更なる緊密化と知日層の維持拡大を図る。</li> </ul>	<p>①当該国の国内事情及び国際情勢、政府の外交政策等を踏まえた地域・国別事業方針の策定</p> <p>②方針に基づく事業の立案・計画的実施、および情勢の変化への適切な対応（「文化のWAプロジェクト」実施を含む）</p>	□	□	中項目を構成する小項目が「□」であるため。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評定決 定理由
2 分野別事業方針等による事業の実施 (1) 文化芸術交流事業の推進及び支援							
No.2: 多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介	諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映、制作、書籍の出版・翻訳等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝える。	諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映、書籍の翻訳・出版等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝える。 事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。すなわち、以下の地域・国においては重点的に、様々な事業手法の組み合わせや他の事業分野との連携による複合的・総合的な事業実施を通じて、特により深い日本理解につなげる。その他の地域・国については、外部リソースの活用のための工夫等も含め、より効率的に効果のあがる事業形態・方法を検討する。  ・ 中国、韓国 ・ 米国 ・ ASEAN (日・ASEAN友好協力40周年事業、ミャンマー文化交流ミッションのフォローアップ) ・ スペイン (日本スペイン交流400周年事業) ・ アフリカ (第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) 開催記念事業)  なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。 また、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、映像・出版等の事業企画につなげる。	①諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深める質の高い事業の実施  ②相手国の文化交流基盤の確かな把握と地域・国別事業方針に基づく効果的な事業の実施	□			
No.3: 文化芸術分野における国際貢献	国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。 また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。 なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成十八年法律第九十七号)の着実な施行に配慮する。  日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源(政府出資金等の運用益収入等)により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。	国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。 また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。 なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成十八年法律第九十七号)の着実な施行に配慮する。 事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って、特にアジア・大洋州地域、中でも以下の地域・国において重点的な推進を図る。  ・ ASEAN (ASEAN各国向け、とりわけCLMV諸国に向けた文化協力事業、日・ASEAN友好協力40周年における共同制作事業等を通じた交流深化、ミャンマー文化交流ミッションのフォローアップ) ・ 中国、韓国 (共同制作事業等を通じた交流の深化、文化を通じた共通課題への取り組み)  なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。  日中交流センターでは、自己収入財源(政府出資金等の運用益収入等)によって、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする中国高校生長期招へい事業、中国各地に設置された「日中ふれあいの場」の運営等について、継続的かつ安定的な実施を図る。	国際共同制作や人物交流等を含む、双方向性、共同作業型の事業の実施	□	□	中項目を構成する小項目が全て「□」であるため。	

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>2 分野別事業方針等による事業の実施 (2) 海外日本語教育、学習の推進及び支援</b>							
	<p>No.4: 日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備</p>	<p>日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa~eを実施する。</p> <p>a 「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着 世界の様々な場所で、多様な目的によって行われている日本語学習、日本語教育の現場において、日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の方法を考えるためのツール（手立て）である「JF日本語教育スタンダード」（JFスタンダード）の活用が推進され、また、これが定着するための諸活動に取り組む。また、JFスタンダード自体がより活用しやすいものになるよう改良を進める。</p> <p>b 「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開 基金の海外拠点等において、JFスタンダード準拠の日本語モデル講座（日本語・日本文化理解講座を含む。）の運営を拡大する。また、JFスタンダード準拠の教師研修、教育ツール（教材・学習サイト等）の開発・整備、日本語学習者研修を実施するとともに、他の日本語教育機関がJFスタンダードに準拠して実施する活動を支援する。</p> <p>c 日本語能力試験の安定的拡大 日本語能力試験について、「JF日本語教育スタンダード」との関連を整理するとともに、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性を維持しつつ、近年の世界的な日本語学習者の増加に対応した実施地の拡大、受験者の増加を図る。これにより、自己収入の拡大と収支の安定に努める。</p> <p>d eラーニング事業の整備、推進 日本語の学習・教授方法が、世界的なIT技術の急速な発展・普及により大きく変わりつつある状況に対応し、新しいeラーニング教材、ウェブコンテンツを開発することでJFスタンダードの活用推進、JFスタンダード準拠日本語講座の拡大を効率的に促進する。また、既存のウェブサイトの多言語化、利用端末機器の変化等への対応を行う。</p> <p>e 日本語事業に関する調査、情報提供 海外の日本語教育の状況について調査等を行い、国内外に情報提供を行うとともに、海外における日本語教育振興の方向性、事業の立案、成果の確認等に活用する。</p>	<p>日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa~fを実施する。</p> <p>a 「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着 「JF日本語教育スタンダード」に関する教師研修会、セミナー、学会発表を各国・地域、国内において行うとともに、「JF日本語教育スタンダード2010」の他国語への翻訳、公開を行い、各地における理解を高める。また、同スタンダードを教育に適用する際に有用な「Can-do」（例示的能力記述文）を追加開発するとともに、「Can-do」のデータベース「みんなのCan-doサイト」の利用を促進するためのセミナー等を行う。さらに、「JF日本語教育スタンダード」に準拠した教科書『まるごと 日本のことばと文化』の開発を継続するとともに、試用を経て改訂を施した入門編から市販を開始し、一般への利用・普及を促進する。</p> <p>b 「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開 中期計画を踏まえ、平成25年度においては、国際交流基金の海外拠点における直営講座をさらに拡充するとともに、国際協力機構（JICA）が展開、協力している日本人材開発センターのうち、キルギスにおける日本語講座を国際交流基金の連携講座として、その活動を拡充する。国際交流基金日本語講座において、「JF日本語教育スタンダード」準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』を利用する他、同スタンダードの理念に沿った運営を行う。また、『まるごと 日本のことばと文化』の市販化に伴い、日本語教育機関における利用促進に努め、「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づいた日本語教育の普及を図る。さらに、附属機関において「JF日本語教育スタンダード」を取り入れた研修を行う。また、海外の日本語教師会等が実施する日本語学習のアーティキュレーション（連続性）改善プロジェクト等の支援を通じて、「JF日本語教育スタンダード」の日本語教育現場での利用を促進する。</p> <p>c 日本語能力試験の安定的拡大 日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。 平成25年度は、7月の第1回試験を21か国・地域、103都市、12月の第2回試験を64か国・地域、203都市で実施する。なお、平成23年3月の東日本大震災発生以降、平成23年12月試験において対前年同月試験比で海外受験者数が10%程度減少し、平成24年は外交環境の変化や一部の国における教育制度の変更等の影響もあって、通年で対前年比8%減少（7月試験は対前年比4%減、12月試験は同11%減）となるなど受験者の大幅な減少傾向が見られることを踏まえ、平成25年度は、受験者の減少を通年で前年比10%以内に抑え、受験者数を年間41万人程度以上とすることを目標とする。 また、平成24年度に引き続きJF日本語教育スタンダードとの関連を整理するとともに、実施地の増加や広報の充実を行い、応募者の安定的な確保に努める。あわせて、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、自己収入の拡大と収支の安定に努める。</p> <p>d eラーニング事業の整備、推進 ウェブ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」については、平成24年度中に提供言語が8言語（日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、フランス語、インドネシア語）になったことを踏まえ、さらなる利用促進を図る。</p> <p>e 日本語事業に関する調査、情報提供 平成24年度に実施した全世界一斉の日本語教育機関調査の結果を集計・分析し、結果を国内外に公表する（平成25年秋を目途に調査報告書を刊行予定）。更にフォローアップ調査を必要に応じて検討・実施する。また、日本語教育に関する国別情報を本年度も見直し、基金の海外拠点、派遣専門家のネットワーク等の活用や在外公館の協力に基づき、海外の日本語教育についての最新の情報提供に努める。これらを通じ、海外における日本語教育振興の方向性、事業の立案、成果の確認等に活用する。</p> <p>f 経済連携協定（EPA）関連日本語教育の着実な実施・拡充 経済連携協定（EPA）にもとづく看護師・介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア、フィリピンにおいて継続実施する。</p>	<p>①「JF日本語教育スタンダード」の活用推進のための事業の実施</p> <p>②「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業（海外日本語講座運営、招へい研修事業等）の実施</p> <p>③日本語の学習・教授方法のIT化に即したeラーニング事業の整備・推進</p> <p>④日本語能力試験の安定的拡大</p> <p>⑤海外の日本語教育の状況についての調査等の実施と国内外への情報提供</p>	□	□	中項目を構成する小項目が全て「□」であるため。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評定決 定理由
	No.5: 各国・地域の状 況に応じた事業 の実施	<p>各国・地域の状況に応じ、以下のf～iを、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。</p> <p>f 各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用 各国・地域の現状に応じて、日本語教育の拠点機関の活動強化に向けた支援を行うとともに、拠点間のネットワークを整備・活用し、効果的な日本語普及事業を実施する。</p> <p>g 各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援 各国・地域の日本語教育の基盤を強化、充実させるため、現地日本語教師が必要な知識、技能を習得することを目的とする訪日研修を効率的に実施する。また、各国・地域に日本語専門家等を派遣し、派遣先機関並びに派遣国・地域全体における日本語教授、現地教員育成、カリキュラム作成、教師会等のネットワーク強化等についての支援、協力を行う。</p> <p>h 各国・地域の日本語学習者に対する支援 海外の外交官、公務員、研究者等の専門家が職業上あるいは専門分野の研究活動上必要となる日本語能力を習得するための研修を実施し、各職業や研究活動を円滑に遂行することを支援する。また、海外の日本語学習者、特に、次世代を担う若者層が日本語及び日本文化・社会に対する知識や理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>i 日本語教材・教授法等の開発・普及等 多様化する日本語学習者のニーズに対応し、また、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮し、日本語学習を効果的に行うための教材、教授法等を開発、普及する。また、他の機関の教材、教授法等を開発、普及支援する。</p>	<p>各国・地域の状況に応じ、以下のg～jを、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。</p> <p>g 各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用 平成25年度も、JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）の中核メンバーの活動を支援し、同メンバーを中心とする海外日本語教育の総合的ネットワークを構築・活性化することにより、効果的な日本語普及事業を実施する。</p> <p>h 各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援 引き続き、現地日本語教師を招へいし、「日本語」「日本語教授法」「日本事情」を中心とした短期・長期研修、また各国・各地域のニーズに合わせた国別研修を実施する。また日本語教育の指導者となるべき人材の育成を目的とした日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）、上級研修を実施する。 あわせて、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語専門家等を派遣し、当該国・地域の状況に応じた日本語普及を支援する「アドバイザー型派遣」を引き続き実施するとともに、必要に応じ日本語の指導にあたる。 さらに平成25年度においては、日本人教員が不足する東南アジア地域等の日本語教育機関を対象に、日本語教育の質の改善や人材育成の観点から、日本語母語話者日本語教員の雇用促進支援事業を新たに開始する。</p> <p>i 各国・地域の日本語学習者に対する支援 外交官公務員日本語研修、文化学術専門家研修、各種日本語学習者奨励研修を継続実施するほか、外交上の必要性の高い国への日本語学習者には特に配慮し、平成23年度に東日本大震災を契機として開始した「米国JET記念高校生招へい」事業を継続実施する。</p> <p>j 日本語教材・教授法等の開発・普及等 引き続き、各国・地域で行われる教材の開発を支援することにより、各国・地域の事情に応じた多様な学習者のニーズに応える。</p>	<p>①各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用を通じた効果的な日本語普及</p> <p>②現地日本語教師に対する訪日研修、各国・地域への日本語専門家等の派遣による各国・地域の日本語教育基盤強化</p> <p>③各国・地域の日本語学習者に対する研修事業の実施</p> <p>④多様化する日本語学習者のニーズへの対応や、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮した日本語教材・教授法等の開発・普及</p>	□		

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
2 分野別事業方針等による事業の実施 (3) 海外日本研究・知的交流の促進							
No.6:	海外の日本研究の促進	<p>海外の日本研究支援事業については、外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、適切に実施する。ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。</p> <p>(ア) 諸施策 a 機関支援 海外の日本研究拠点機関等に対し、中長期的支援の観点に基づき、教師派遣や、研究・会議への助成等複数の手段を組合せ、包括的な助成方式の支援を実施する。</p> <p>b 研究者支援 日本研究振興のための有識者等の人物交流事業を行い、将来有益な人材育成を図る観点からの人選に基づいてフェローシップを供与する。</p> <p>c ネットワーク支援 海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、日本研究者の学会等の活動を支援する。</p>	<p>外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、海外における日本研究を支援する。ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。</p> <p>平成25年度においては、各施策について以下のように事業を行う。</p> <p>[諸施策] a 機関支援 海外各地の日本研究の拠点機関等に対して、中長期的支援の観点から、教師派遣や研究・会議への助成等複数の手段を組み合わせた包括的な助成方式の支援を実施する。機関支援は、各国・地域における日本研究・対日理解の中核となる機関や将来そのような役割が期待される機関を対象とする。また、国・地域によって日本語専攻課程を有する大学等が日本研究の拠点となる場合も、支援対象とする。米国においては、機関支援や学生訪日研修への助成を通じ、米国各地の大学など、中小規模の日本関係コースへの支援も行う。中国においては、北京日本学研究中心の第7次三か年計画に基づいた支援を行う。日本研究機関支援対象の機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。</p> <p>b 研究者支援 海外の日本研究者の人材育成のため、各国の研究者に長期及び短期の日本研究フェローシップの供与を行う。フェローシップ対象者人選においては、各国ごと事情を踏まえつつ、博士論文執筆予定者等を含めて、若い研究者人材の採用に配慮する。フェローシップ受給者の70%以上から有意義であったとの評価を得る。</p> <p>c ネットワーク支援 海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、日本研究者の学会、大学等研究機関の連携の取組みや元日本留学生組織の活動を支援する。また、東アジア（日中韓）の日本研究者のネットワーク構築のための会議等の事業を実施する。</p>	<p>①海外の日本研究拠点機関等に対する中長期の視点からの包括的な助成</p> <p>②日本研究振興および将来有益な人材を得るための育成を目的とするフェローシップ事業の実施</p> <p>③学会等の活動支援を通じた各国・地域の日本研究者間のネットワーク形成促進</p>	ハ		
No.7:	知的交流の促進	<p>日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援することによって、我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材育成に資する支援等を行う。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。</p> <p>(ア) 諸施策 a 対話・共同研究 日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施又は支援する。</p> <p>b 人材育成 日本と諸外国との共同研究や知的対話、更には地域・草の根交流などを行うために必要となる有為の人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。</p>	<p>我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材を育成するため、日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援する。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。</p> <p>平成25年度においては、各施策について以下のように事業を行う。</p> <p>[諸施策] a 対話・共同研究 日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題等を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施、または支援する。日・ASEAN友好協力40周年に合せた対話事業、中国、韓国等アジアの重要国との知的交流事業、共通課題に関する欧州との知的対話事業を実施する。日米センター事業においては、日米間の多様な共同研究事業・知的対話事業などを実施・支援する。これら事業実施においては内外の他機関・団体等との連携により事業効果と効率を高める。また、助成事業では、支援対象となった機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。</p> <p>b 人材育成 日本と諸外国との共同研究や知的交流、更には地域・草の根交流などを行うための人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。各種の知的交流事業への支援や主催実施を通じて対外発信能力を持つ我が国の人材の養成を図る他、地域リーダー・若者交流支援助成プログラムでは学生や草の根・市民団体等の国際交流活動の支援をすることで、国際交流を担う人材の育成を図る。これら助成事業では、支援対象となった機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。また、米国との間では、今後の日米間の知的対話を促進する上でも重要となる研究者育成に資する安倍フェローシップ・プログラムを実施し、フェローシップを供与したフェローの70パーセント以上から「有意義だった」との評価を得ることを目標とする。また、米国との地域・草の根交流については市民レベルの相互理解を促進するため、日米草の根コーディネーター派遣プログラムにより、米国の中西部・南部地域に日本人コーディネーターを派遣する。更に、米国における次世代知日層の育成を図る目的で、米国の日本専門家・研究者などのネットワーク構築事業などを実施・支援する。</p>	<p>①日本と諸外国との間の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話・共同研究の実施・支援を通じた我が国の対外発信の強化</p> <p>②日本と諸外国との共同研究や知的対話、地域・草の根交流等を行う上で必要な人材を育成するための共同事業の実施・支援やフェローシップ事業の実施</p>	ロ	ロ	小項目No.7 知的交流の促進の25年度成果が高く評価され、全委員一致で「ロ」とされたことを勘案すれば、本中項目についても「ロ」とすることが妥当である。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
2 分野別事業方針等による事業の実施 (4) 「アジア文化交流強化事業」の実施							
No.8:	「文化のWA (和・環・輪) プロジェクト」の一環としてアジアと日本との文化交流を強化する事業の実施	<p>平成25年12月に政府が発表した「文化のWA (和・環・輪) プロジェクト～知り合うアジア～」の一環として、平成32年度までの間、日本とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業、アジアの日本語教育機関の活動を支援するための日本からの人材派遣事業等を集中的に行い、ASEAN諸国を主対象とするアジアと日本との文化交流を抜本的に強化する。</p> <p>具体的には以下のア～エを実施する。</p> <p>ア アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を目的とする、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本から各国の日本語教育機関に派遣する事業を実施する。</p> <p>イ アジアにおける一般市民の間の幅広い交流促進と相互理解の基盤拡充を目的とする、現地機関との連携による各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業を実施・援助する。</p> <p>ウ アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組みに向けた、専門家間の交流促進・深化とネットワーク構築・強化を目的とする、グループの交流事業及び個人の招へい・派遣事業を実施する。</p> <p>エ アジアにおける文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関が取り組む共同制作や共同研究等協働事業及びその成果発信事業を実施・援助する。</p>	(中期計画の変更が平成25年度末となったため、年度計画には記述せず)	<p>①日本語教師活動の支援及び日本語学習者の日本人との交流機会増大のための人材を各国の日本語教育機関に派遣する事業の実施</p> <p>②市民間の幅広い交流促進と相互理解の基盤拡充のための各国文化紹介・情報提供事業及び市民交流事業の実施・援助</p> <p>③文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組みに向けた、専門家間の交流促進・深化とネットワーク構築・強化のための交流事業及び招へい・派遣事業の実施</p> <p>④文化芸術・知的交流分野の共同制作や共同研究等協働事業及びその成果発信事業の実施・援助</p>			
2 分野別事業方針等による事業の実施 (5) 東日本大震災からの復興に資する事業の実施							
No.9:	震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業、震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施	<p>東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。なお、福島復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。</p>	<p>東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。なお、福島復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。</p>	<p>①震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業の実施</p> <p>②震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施</p>	□	□	中項目を構成する小項目が「□」であるため。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評定決 定理由
2 分野別事業方針等による事業の実施 (6) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援							
No.10: 効果的な情報の提供や顕彰の実施による、基金事業を含めた国際文化交流への内外の理解の促進	<p>国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援のため、以下を行う。</p> <p>内外の国際交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への理解を促す。</p> <p>国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやSNS、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。</p> <p>基金本部に設置されている図書館については、経費の増大を招かない形で、レファランス対応の強化等により、利用者数の増加、効果的な運営及び利用者の利便性向上に引き続き取り組む。</p> <p>国際交流基金ウェブサイトについては年間アクセス件数が第2期中期目標期間の平均値を超えることを目標として内容を充実させる。</p>	<p>国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援のため、平成25年度においては以下のように事業を行う。</p> <p>国内のさまざまな国際交流関連団体及び人物とのネットワークの形成と強化を図るため、国際文化交流全般及び基金事業に関する情報を提供し、国際文化交流及び基金事業に対する理解を求めるとともに、利用者数の増加を図る。</p> <p>基金本部に設置されている図書館については、図書館のリソースを活用した展示その他のイベントを実施し、効果的かつ効率的に情報提供を行い、基金事業への理解と関心を高めるとともに、利用者数の増加を図る。</p> <p>国際文化交流に貢献のあった国内外の個人・団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報することにより国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。また、国内の地域に根ざした優れた国際交流を行っている団体を顕彰し、効果的な広報を行う。</p> <p>インターネットを通じた広報を更に強化する。基金ウェブサイトについては、情報アクセシビリティの確保・向上を含むリニューアルの検討と準備を行う。若い世代を中心としたネットユーザーに対しては、TwitterやFacebook等のソーシャルメディアへの取り組みを強化する。また、インターネットを通じた英語による発信の強化を図る。</p> <p>基金ウェブサイトの訪問者数については、年間アクセス件数が第2期中期目標期間の平均値を超えることを目標とする。また、ウェブマガジン「をちこちMagazine」については、年間の訪問者数の目標値を9万件とする。</p> <p>基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進する活動を行う。</p>	<p>①効果的な顕彰事業の実施</p> <p>②基金事業に関する情報の内外への効果的かつ効率的な提供</p> <p>③基金事業への国民からの積極的な参画・支援を促す国内認知度の向上</p> <p>④本部に設置されている図書館の効果的な運営と利用者数の増加</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。	
No.11: 内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査・研究の実施	我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。	我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。	内外の国際文化交流の動向把握のための調査・研究の実施	ハ			

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>2 分野別事業方針等による事業の実施 (7) その他</b>							
No.12:	海外事務所、京都支部の運営	<p><b>海外事務所の運営</b> 基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携等を図る。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。</p> <p>海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。</p> <p><b>京都支部の運営</b> 京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p> <p>なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。</p>	<p><b>海外事務所の運営</b> 基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。</p> <p>海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、ウェブサイトを通じた広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。</p> <p><b>京都支部の運営</b> 京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p> <p>なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの受入機関所在地や居住地からの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。</p>	<p>①運営経費の効率化と日本語教育講座拡大等の事業の積極的展開に必要な取り組みの状況</p> <p>②海外事務所施設の効果的・効率的な活用（図書館の運営状況を含む）</p> <p>③海外事務所所在国における関係者・関係団体及び在外公館等とのネットワーク構築・協力・連携</p> <p>④京都支部における関西国際センターとの連携や関西地域での関係者とのネットワーク構築・協力・連携</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
No.13:	国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業	<p>国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。</p>	<p>国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。</p>	<p>①特定寄附金受入れ及び特定助成金交付の状況</p> <p>②外部有識者による審査実施の状況</p>	ハ		



中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評定決 定理由
---	-----	------	--------	------	-----------	-----------	----------------

大項目Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費の効率化							
No.14: 一般管理費及 び運営費交付 金を充当する業 務経費の対前 年度比1.35%以 上の削減	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比1.35%以上の削減を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外）。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、以下のよう方法により、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比1.35%以上の削減を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外）。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。  ・本部事務所や宿舍の賃借料・修繕費等の削減を図る。 ・契約の競争性を高めることにより経費の削減を図るとともに、市場化テストの取り組みを継続し、新規案件の導入を行うことで、更なる業務合理化、経費効率化を図る。 ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。 ・海外送金の取組依頼のオンライン化により海外送金手数料を削減し、一般管理費支出の削減を図る。	一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比1.35%以上の削減	□	□	中項目を構成する小項目が「□」であるため。	
2 給与水準の適正化等							
No.15: 給与水準の適 正化等	（1）給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 職員の在勤手当については、平成26年度までに適切な見直しを行うとともに、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、併せて見直しを行う。 （2）また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、第二期中期目標期間中の、特に後半において日本語教育事業分野で経済連携協定（EPA）に関わる日本語研修等の新規の事業実施を求められてきた例のように、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。	（1）給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 職員の在勤手当については、適切な見直しに向けて作業を進めるとともに、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、同様に見直しの作業を進める。 （2）総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、経済連携協定（EPA）に関わる日本語研修等、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。	①役職員の給与水準の適正化 ②給与水準に関する情報の公表 ③職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直し	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。	

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価決 定理由
<b>3 柔軟かつ機動的な業務運営</b>							
No.16: 効果的・効率的 業務運営のため の組織再編 及び人員配置 の適正化	<p>法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効果的な組織・体制となるよう適正化を図る。</p> <p>その際、前二項で示した取組を行いながら、文化芸術交流事業部門における地域別編成の導入、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに伴った政策の動向を踏まえた組織の再編及び最適な人員配置を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。</p>	<p>法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効果的な組織・体制となるよう適正化を図る。</p> <p>最適かつ合理的な人員配置については、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに伴った政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。</p>	<p>効果的・効率的な業務運営のための組織の再編や人員配置の適正化（海外事務所非所在国での機能強化含む）</p>	ハ	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
No.17: 関係機関の海外 事務所との事業 の連携強化等	<p>国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、事務所の共用化又は近接化を進める。</p>	<p>海外事務所については、国際業務型法人の連携強化につき、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所との事務所の共用化又は近接化の取組み</p>	ハ	ハ		

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評定決 定理由
<b>4 契約の適正化の推進</b>							
No.18:	随意契約の見直しと一者応札・応募の改善を通じた業務運営の効率化	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しと一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しと一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。 平成25年度においても、随意契約等見直し計画を踏まえつつ、引き続き、事前事後における自己点検に着手した実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定するとともに、今以上に明確に区分する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく随意契約の見直し ②契約監視委員会の活動状況と点検の結果 ③一者応札・応募の状況と改善の取組み	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。
<b>5 関係機関との連携確保等</b>							
No.19:	事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）で定められた方針を着実に実施しつつ、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整・連携の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省及び基金が中心となり、連絡会を設置する等により、関係する機関全体として協力・連携を確保・強化するための仕組みを構築する。また、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、事業の不断の見直しを行う。特に、国際観光振興機構との事業の連携強化を図るため、両法人の本部事務所の共用化について検討を行い、平成26年夏までに具体的な工程表を策定する。	国際交流をオール・ジャパンで促進する観点から、効果的かつ効率的に事業を実施するため、他省庁・他独立行政法人等関係機関との協力・連携の確保・強化を図る。また、国際業務型法人との連携については、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。 さらに、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、国際的な交流促進の観点から効果的かつ効率的に事業を実施するため、国際広報連絡会議等の場を活用するとともに、外務省が設置した「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言も活かし、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ事業の不断の見直しを行う。	①国際的な交流促進の観点からの関係省庁・機関との情報共有及び調整・連携の仕組みの構築 ②国際観光振興機構との本部事務所の共用化についての検討状況	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価決定理由
6	内部統制の充実・強化等						
No.20:	内部統制の充実・強化、適切な事業評価の実施等	<p>(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。</p> <p>(2) 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。</p> <p>(3) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p>	<p>(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。更に、コンプライアンスに係る取組みを推進する。</p> <p>(2) 外部有識者も含めた事業評価については、中期計画で定めた内容の実現状況や実施した事業の効果を中心に行い、事業や事務の改善に繋げる。併せて評価業務の合理化を図る。</p> <p>(3) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」を始めとする政府の情報セキュリティ戦略に沿って緊急度・重要度の高い部分から適切な対策を講じる。また、大規模震災等の災害に備えた事業継続計画（BCP）のための重要情報管理に着手する。</p>	<p>①内部統制機能の有効性を確認するモニタリング等の内部監査の実施と監査の結果の活用</p> <p>②事業評価等における外部有識者意見の取込み</p> <p>③効果的・効率的な事業評価の実施とその結果の業務改善への反映</p> <p>④「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評定決 定理由
大項目Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画							
1 予算							
2 収支計画							
3 資金計画							
4 財務内容の改善に関する事項							
	No.21: 予算・収支計 画・資金計画及 び財務内容の 改善	<p>1 予算：〔省略〕 2 収支計画：〔省略〕 3 資金計画：〔省略〕 4 財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>(1) 運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。また、財政的基礎（運用資金）に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受け入れを行う。</p> <p>(3) 経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。</p> <p>(4) 業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。</p> <p>(5) 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>1 予算：〔省略〕 2 収支計画：〔省略〕 3 資金計画：〔省略〕 4 財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>(1) 運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。</p> <p>(3) 経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。</p> <p>(4) 業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。日本語国際センターや関西国際センターの宿泊施設について、引き続き適切な利用を図る。また、保有宿舎については、平成24年に策定された「独立行政法人の宿舎の見直し計画」に基づき、順次、宿舎の売却、国庫納付を進める。</p> <p>(5) 予算の執行状況を的確に把握した上で、業務を実施する。</p>	<p>①決算情報・セグメント情報の公表の充実等</p> <p>②安全性を最優先とした運用資金の運用、欠損金の発生の抑制</p> <p>③民間からの寄附金受け入れの推進（民間出えん金としての寄附金を含む）</p> <p>④経費の効率化を目的とした受益者負担の適正化、他団体との共催・協賛・協力等による外部リソースの活用</p> <p>⑤保有資産に関する情報の公表、保有の必要性についての不断の見直し、不要資産の国への返納（政府方針に則った職員宿舎の見直しを含む）</p> <p>⑥毎年の運営費交付金額の厳格な算定</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	25年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>5 短期借入金の限度額</b>							
	No.22: 短期借入金の 限度額						
<b>6 不要財産の処分に関する計画</b>							
<b>7 重要な財産の譲渡等の計画</b>							
	No.23: 重要な財産の 処分	6 不要財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍については、平成 25 年度に7戸、平成 26 年度に6戸、平成 28 年度に9戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫納付する。  7 重要な財産の譲渡等の計画 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	(中期計画の変更が平成25年度末となったため、年度計画には記述せず)	保有宿舍の処分計画の実施と譲渡収入の国庫返納	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。
<b>8 剰余金の使途</b>							
	No.24: 剰余金の使途	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。	決算において発生した剰余金の使途			
<b>大項目IV. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</b>							
<b>1 人事に関する計画</b>							
	No.25: 中期目標達成に必要な人材の確保と職員の能力の向上	上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。	上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。	①効果的かつ効率的な業務運営に必要な人材の確保 ②職員の能力の更なる向上	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。
<b>2 施設・設備の整備・運営</b>							
	No.26: 施設・設備の整備・運営	業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。	業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。平成25年度においても、引き続き、防災等の研修や各種活動の充実を通じて、良好な研修環境や機能の確保を図る。	長期的視野に立った適切な施設・設備の整備と効果的・効率的運営	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。